

○情報通信利用環境整備推進交付金交付要綱の一部改正 ※下線部分が改正箇所

改正後	現 行
<p>(交付額)</p> <p>第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、<u>交付対象経費の3分の1（離島の島内整備及び当該地域への接続に係る事業にあつては交付対象経費の3分の2）に相当する額の交付金を予算の範囲内において対象となる特定市町村に交付する。</u></p> <p>ただし、交付決定の額は、<u>交付決定単位ごとに、一件当たり100万円</u>をそれぞれ下限とする。</p> <p>2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。</p>	<p>(交付額)</p> <p>第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、<u>交付対象経費の3分の1に相当する額の交付金を予算の範囲内において対象となる特定市町村に交付する。</u></p> <p>ただし、交付決定の額は、<u>交付決定単位ごとに、一件当たり100万円</u>をそれぞれ下限とする。</p> <p>2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。</p>